

特 記 仕 様 書

(施工条件明示事項)

本工事を積算、施工するにあたり、以下の事項について留意すること。

(工事の趣旨)

本工事は、本原中央配水池の水位計を更新することを目的とするものである。

更新工事にあたり、遠方監視装置への通信があり、他の機器が配置され連動していることから既設機器への配慮が重要でありこれに精通し対応できること。

(積算)

- (1) 本設計書は、令和8年度の厚生労働省標準歩掛を基準とする。
また、下水道用設計標準歩掛表ポンプ場・処理場及び土木工事標準積算基準書(電気通信編)を一部採用。
- (2) 工種区分は、構造物工事(浄水場等)。
- (3) 積算単価は、令和8年8月1日適用及び、機器費、材料費については、見積単価を採用している。
- (4) 施工地域等区分は、補正なし。
- (5) 契約保証はあり。
- (6) 物価の変動による資材費の変更は単品スライド条項を運用。
- (7) 冬期補正なし。
- (8) 本工事は週休2日工事の対象工事外とする。

(施工基準)

本工事の積算・施工については、上田市上下水道局の下記、基準に基づいている。

(水道施設設計基準・水道工事標準仕様書・品質管理基準・出来高管理基準・写真管理基準・提出書類様式集・給水装置工事施工基準)

また、下記の関係法令、規格に準拠して施工すること。

- (1) 日本工業規格(JIS規格)
- (2) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (3) 日本電機工業会規格(JEM)
- (4) 日本電線工業会規格(JCS)
- (5) 電気設備技術基準(経済産業省)
- (6) 内線規定(日本電気技術規格委員会編)
- (7) 機械設備工事共通仕様書(国土交通省営繕部監修公共建築協会編)
- (8) 電気設備工事共通仕様書(国土交通省営繕部監修公共建築協会編)

(9) その他必要な関係法令、条例、規格

(施工条件等)

建設業法等遵守すること。

現場施工上変更等が生じた際は、必ず協議書等を提出し監督員の指示を受けること。

(工事工程関係)

請負者は、下請け契約がある場合は施工体制台帳・施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳には、建設業法施行規則第14条の2第2項に基づき下請負に係る請負契約書等の写しを添付しなければならない。

(現場の制約・条件)

- ・工期は、雨天・休日を含み、令和9年2月26日までとする。
- ・工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後6時から午前8時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

（保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事・緊急工事区分・運搬／労務補正・山間地域運賃補正等）

地元・関係機関との協議

- ・着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民とすること。

関係機関等	協議事項	内容	時期
・沿道住民及び商店等 ・地元自治会 ・公共機関	・交通制限 ・掘削影響	・ 出入り口の制限 ・ 工程計画 ・ 埋設物及び表函等の確認 ・ 工程の調整	着手時 着手前 着手前

（地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等）

※なお、協議結果は施工計画書・協議記録書（様式任意）に記載し提出のこと。

（近接・競合工事）

- ・本工事に近接ないし競合する工事が施工される場合、請負者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

(試運転及び調整)

各種機器設置後、監督員の立会いのもとで所定の運転方法にて調整した上、総合的な試運転を行い、既存計装盤及び中央監視装置等について正常に装置が作動・運転し、遠方監視されることを確認すること。

(残土・廃棄物処分)

建設発生土は自由処分とし、設計図書にて運搬距離を想定しているので原則として設計変更しない。

特定建設資材（As 塊、Con 塊、建設資材木材等）の処分先は設計図書にて処分先を想定し処分費・運搬費を計上しているので、請負者の都合による処分先の変更は原則として設計変更しない。

(暴力団員等からの不当要求に対する報告)

受注者（受注者の下請負人等を含む。）は、当該契約の履行に当って、暴力団員又は暴力団関係者から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、市へ報告すること及びその他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(保証期間)

本工事における機器の保証期間は、引渡し完了後 1 年間とする。

(その他)

着工前に近接する他工事関係者、地下埋設事業者、公共交通機関等、十分協議の上施工すること。
また、近接する土地所有者と境界・工作物等について十分協議、確認してから施工すること。
他工事が同時に行われる場合は、他工事の施工業者と安全協議会を構成運営し、安全管理、工程管理、防犯、技術協力等で綿密な連携のもと施工すること。

NTT 管路、ガス管及び下水道管等の周辺掘削に際しては、人力にて先掘確認後施工すること。

通行制限については道路管理者と十分な協議を行い、指示に従って実施すること。

交通管理（歩行者、車両）には十分な配慮をし、第 3 者災害の防止に万全を期すこと。また、通行止の場合には迂回路看板等十分配置し施工すること。

施工にあたっては、工事区域関係住民と十分な協議をして施工すること。

占用位置図（横断図）の提出にあたっては、他の占用物件も忘れずに記入すること。

『建設工事公衆災害防止対策要綱』を十分把握し、事故防止に配慮すること。

管破損等事故が発生した場合は、至急発注担当課へ連絡し指示を仰ぐこと。

事故発生後、起因者は必ず発注担当課長へ事故報告を行う。また、施工業者は事故報告書を早急に提出すること。

(特記事項)

- 1 事前に資材の搬入経路等の現地状況を確認すること。
- 2 工事の施工にあたり、各水道施設との通信が不通となる場合、および断水や配水池水位の低下等が予想される場合は、事前に担当課と協議すること。また、既存建物等を棄損しないように十分注意し、万一損傷した場合は監督員の指示に従い速やかに復旧すること。
- 3 本特記事項に記載のない事項及び異議が発生した場合は、その都度監督員と協議の上、施工すること。

4 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

5 調達検討資材は監督職員と協議するものとする。

協議にあたり以下の書類を添付すること。

- ・ ナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）

6 別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

7 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

本原中央配水池水位計更新工事 詳細事項

1. 納入機器・資材

本工事に使用する機器等の仕様は次の通りとする。

(1) 水位計（投込み式液面計）

- | | |
|------|------------------------------|
| ① 数量 | : 1 台 |
| ② 形式 | : 電源 DC24V
出力信号 DC-4-20mA |

2. 工事範囲

本工事の施工範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本仕様書に記載の機器の製作
- (2) 既設機器の撤去及び処分
- (3) 本仕様書に記載の機器の据付及び接続工事
- (4) 機器間への電源、制御、信号などのケーブル配線工事
- (5) その他機器の設置に伴う諸工事
- (6) 試運転調整